

「介護保険指定 0190400010」

認知症対応型共同生活介護事業所手稲ゆうゆう

運 営 規 程

社会福祉法人 手稲ロータス会

認知症対応型共同生活介護事業所手稲ゆうゆう運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人手稲ロータス会が開設する認知症対応型共同生活介護事業所手稲ゆうゆう（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護又は要支援2で認知症の状態にある者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下「要介護者等」という。）にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

- 2 事業所は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、入居者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業所は、入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 事業所は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守して運営に努める。
- 5 事業所と入居者又は家族等の詳細な関係については、入居する際取り交わす「契約書」及び「重要事項説明書」を基本として、内容の遂行に当たっては相互の理解と誠意をもって実行するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 認知症対応型共同生活介護事業所手稲ゆうゆう
- (2) 所在地 札幌市手稲区稲穂5条2丁目6番5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) ユニット名 かえで

- ① 管理者 1名（常勤職員 介護従事者、ユニットもみじ管理者兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名（常勤職員 介護従事者兼務）
計画作成担当者は、それぞれの入居者の状況に応じた介護計画を作成する。
- ③ 介護従業者 9名（常勤職員 専従6名、計画作成担当者兼務1名、管理者兼務1名）
（非常勤職員 もみじユニット兼務1名）
介護従業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(2) ユニット名 もみじ

- ① 管理者 1名（常勤職員 介護従事者、ユニットかえで管理者兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名（常勤職員 介護従業者兼務）
計画作成担当者は、それぞれの入居者の状況に応じた介護計画を作成する。
- ③ 介護従業者 8名（常勤職員 専従5名、計画作成担当者兼務1名、管理者兼務1名）
（非常勤職員 かえでユニット兼務1名）
介護従業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

（利用定員）

第5条 共同生活住居数及び入居定員は2戸18名とし、その内訳は次のとおりとする。

- （1）ユニット かえで 9名
- （2）ユニット もみじ 9名

（介護の内容）

第6条 認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- （1）入居者の心身の状況に応じた食事、排泄、入浴、着替え等の日常生活上の介助・支援
- （2）入居者への食事の提供その他家事等の世話（入居者と共同で行うように努めるものとする）
- （3）入居者への入浴の提供
- （4）入居者又は家族に対する相談、助言等の援助
- （5）入居者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- （6）入居者の日常生活の中での機能訓練
- （7）入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等の代行
- （8）入居者の日常的な健康管理
- （9）その他入居者に対する便宜の提供

（介護計画の作成）

第7条 認知症対応型共同生活介護サービスの提供を開始する際には、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成、変更の際には、入居者及びその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。また、認知症対応型共同生活介護計画を作成又は変更した際には、これを入居者及びその家族に交付する。
- 3 入居者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、サービスの管理・評価を行う。

（利用料等）

第8条 認知症対応型共同生活介護の介護サービスを提供した場合の介護サービス費の額は、厚生労働大臣又は地方自治体の長が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- 2 利用料は、別表1に定める内容とし、入居者が利用した場合、事業所に支払うものとする。
- 3 利用料の支払いを受ける場合には、入居者及びその家族に対して事前に文書で説明した上で、利用料の支払いに同意する旨の文書に署名・押印を受けることとする。

- 4 月の途中における入居または退去については日割り計算とする。
- 5 入居者の生計困難者等には、「手稲ロータス会 利用料減免規程」に基づいて利用料の減免を行うものとする。
- 6 利用料の支払いに関する銀行口座からの引き落としサービス又は銀行口座への振込みにかかる手数料は、入居者負担とする。
- 7 その他、日常生活において通常必要となる費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められる場合、その実費を徴収する。

(協力医療機関等)

第9条 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、サービス提供中に、入居者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、指示を仰ぐとともに適切な措置を講ずるものとする。また、管理者にも報告しなければならない。

(身体的拘束廃止)

- 第11条 認知症対応型共同生活介護サービスの提供に当たっては、入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。
- 2 緊急やむを得ない場合は、入居者及び家族に説明し、同意する旨の文書に署名・押印を受けることとする。実施後は、関連職員等で定期的に会議を開催し、身体的拘束解除に努める。
 - 3 緊急やむを得ない場合は「利用者の事故防止及び身体拘束廃止対策委員会規程」等に基づいて行うものとする。

(感染症予防対策)

第12条 サービス提供中に事業所において感染症又は食中毒が発生及び蔓延しないよう、予防又は蔓延の防止のための予防マニュアルを作成するとともに、定期的な研修会を開催する等従業者に周知徹底を図り、感染症予防に努めるものとする。

(介護事故対策)

第13条 サービス提供中における転倒等の事故の発生又はその再発を防止するため、事故防止マニュアルを作成するとともに、定期的な研修会を開催する等従業者に周知徹底を図り、介護事故防止に努めるものとする。

(虐待防止)

第14条 高齢者虐待防止法の実効性を高め、入居者の尊厳の保持及び人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、虐待等の早期発見の観点から、虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置するとともに、虐待の防止に関する指針及びマニュアルを作成し、その措置を講ずるものとする。また、高齢者虐待防止法等に規定する従業者の責務・適切な対応等を正しく理解するため、職員に対し定期的に研修を行うとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を当該委員会に定める。

(入退居に当たっての留意事項)

第15条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者等であり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 認知症の原因となる疾患が急性の状態でないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 入居者は、認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 外泊・外出の際は、行き先と帰宅予定日時を届け出ること。
 - (2) 設備・備品等については、適切な方法により使用すること。
 - (3) 喫煙に関しては、健康増進法に従い、屋内及び敷地内禁煙とする。また、決められた場所以外及び時間以外に飲酒をしないこと。
 - (4) 騒音・けんか・口論・泥酔等他人に迷惑をかけないこと。
 - (5) 法令危険物及びマッチ・ロウソク等の火気、ナイフ・かみそり等の刃物は持ち込まないこと。
- 4 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と連携し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(個人情報取り扱い)

第16条 入居者の個人情報の保護に関しては、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考え、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するとともに、「社会福祉法人手稲ロータス会 個人情報保護規程」に基づき、入居者の権利、利益を保護することに努めるものとする。

- 2 入居時に個人情報の取り扱いについての説明の後、誤解が生じぬよう同意書に署名・押印を受けることとする。

(苦情及び相談の対応)

第17条 入居者及びその家族等からのサービスに関する苦情及び相談に、迅速、かつ、適切に対応するため、苦情・相談受付窓口を設置する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第18条 サービスの提供中に災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 事業所は、あらかじめ、通報、連携体制等について具体的な対策の計画を作成しておき、従業者に周知を図るとともに、消防署との合同訓練を年2回以上実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供の継続の実施及び非常時体制において早期に業務を再開するための業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、定期的(年2回以上)に研修及び訓練を全職員に対し実施するものとする。なお、業務継続計画については、感染症及び災害に係る業務継続計画を作成する。

(地域との連携等)

第20条 入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員及び認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2か月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
- 3 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(事業所評価)

第21条 自らその提供する認知症対応型共同生活介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、従業員の資質向上を図るため研修の機会を設けるとともに、業務体制の充実を図る。

- 2 従業員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない旨を、従業員との雇用契約の一項とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人手稲ロータス会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

この規程は、2003年1月1日から施行する。

この規程は、2005年10月1日から施行する。

この規程は、2006年4月1日から施行する。

この規程は、2006年10月1日から施行する。

この規程は、2006年12月1日から施行する。

この規程は、2007年10月1日から施行する。

2002年4月1日制定の「(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所手稲ゆうゆう運営規程」はこれを廃止する。

この規程は、2012年10月1日から施行する。

この規程は、2013年4月1日から施行する。

この規程は、2013年7月1日から施行する。

この規程は、2015年8月1日から施行する。

この規程は、2016年3月1日から施行する。

この規程は、2016年4月1日から施行する。

この規程は、2017年4月1日から施行する。

この規程は、2018年1月1日から施行する。

この規程は、2018年4月1日から施行する。

この規程は、2018年8月1日から施行する。

この規程は、2019年3月1日から施行する。

この規程は、2019年5月1日から施行する。

この規程は、2020年2月1日から施行する。

この規程は、2020年7月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。

この規程は、2024年7月1日から施行する。

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別表 1

施設利用料等一覧

項 目	単 位 等	金 額 等
居室利用料	日額	1,450円
食材料費	〃	1,100円
*朝食：280円 昼食：330円 夕食：420円 おやつ：70円とする。 *3食とも欠食した場合は1日につき1,100円を徴収しない。		
光熱費	日額	660円
冷暖房費	〃	170円
居室内テレビ電気料	〃	50円
居室内冷蔵庫電気料	〃	50円
理髪料 顔剃り	一回当たり	1,000円
調髪	〃	1,600円
セット調髪	〃	2,200円
毛染め	〃	4,500円
パーマ	〃	5,000円
紙おむつ等	1枚当たり	実費